

麻しん(疑いを含む)の患者を診察したら、直ちに保健所へ電話連絡をお願いします。

麻しんは感染拡大防止のため、迅速な対応が必要です。
麻しん(疑いを含む)を診断された医師は、次のとおり御対応くださるようお願いいたします。

1 県東保健所に電話連絡

- ・ **患者が帰る前に御連絡ください。**(遺伝子検査(PCR検査)調整等のため)検体採取に御協力をお願いします。栃木県の検査機関において、遺伝子検査を実施します。
- ・ 保健所が医療機関に確認する事項

患者氏名、年齢、性別、生年月日、住所(所在地)、連絡先、学校や勤務先等
麻しん患者との接触歴、海外旅行歴等の行動歴
麻しんや風しんの予防接種歴/罹患歴
検査(麻しんIgM抗体検査等)の実施状況

2 患者への説明

- ・ 保健所から調査等のための連絡があること
(患者につながる連絡先電話番号の確認をお願いします。)
- ・ 遺伝子検査のために検体の採取が必要であること
- ・ 検査結果が判明するまで外出を控えること

3 遺伝子検査のための検体採取・保存

- ・ 原則、次の3種類の検体を採取(2種類以上でも検査可能)

検体	採取方法
尿	滅菌スピッツ※に 5~10mL ※院内で使用している容器可
血液	EDTA入り血算管に 2mL
咽頭拭い液	滅菌綿棒で採取し、乾燥しないようウイルス保存液または滅菌生理食塩水を数mL入れた滅菌スピッツ※に密封

- ・ 採取後は、冷蔵(4℃)保存 ※ 保健所職員が回収にうかがいます。
- ・ 病原体検査票を記入 (検査票は、下記QRコード「栃木県ホームページ」よりダウンロード可能です)

4 保健所へ「発生届」の提出

- ・ 感染症法に基づく届出基準を満たす場合は、保健所へ「発生届」を提出

5 検査結果

- ・ 遺伝子検査の結果は、検体回収後5日以内に、保健所から連絡します。
- ・ 検査結果が「陰性」の場合は、発生届の取り下げをお願いすることがあります。

栃木県県東保健所(県東健康福祉センター) 健康対策課

TEL 0285-82-3323 FAX 0285-83-7003

※ 休日・夜間は、0285-82-3321(代)で案内される番号に伝言を残すか、感染症緊急携帯電話番号に御連絡ください。



麻しん排除状態を維持するための取り組み
(栃木県ホームページ)



麻しん届出基準
(厚生労働省ホームページ)